

市政 トピックス

CITY TOPICS

障害者手帳をお持ちの方へ NHK放送受信料の 免除基準が 変更になります

10月1日(水)から、NHK放送受信料の免除基準が変更になります。新たに対象となる方、または、内容の変更となる方は、手続きをお願いいたします。

申請に必要なもの お持ちの障害者手帳、印鑑

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ
52-19871

変更前（9月30日まで）		変更後（10月1日から）	
対象者など	内容	対象者など	内容
<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者の方がいる世帯で、かつ、生活保護を受けている世帯に準ずる場合 重度の知的障がい者がいる世帯で、市民税非課税世帯の場合 	全額免除	障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員の方が市民税非課税の場合	全額免除
	半額免除	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主が契約者で、視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの場合 世帯主が契約者で、重度（1,2級）の身体障害者手帳をお持ちの場合 世帯主が契約者で、重度（A判定）の療育手帳をお持ちの場合 世帯主が契約者で、重度（1級）の精神保健福祉手帳をお持ちの場合 	半額免除

後期高齢者医療制度 一定障がいのある 65歳以上の方へ

65歳以上75歳未満の方で、障がい者認定により、後期高齢者医療の被保険者となっている方は、後期高齢者医療から脱退することもできます。

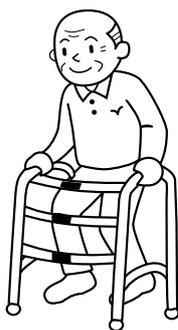
後期高齢者医療の被保険者となると、後期高齢者福祉医療費助成制度【医療費の補助】を受けることができませんが、後期高齢者医療の保険料を負担することになるので、自分で判断して後期高齢者医療から脱退することもできます。

この場合、市役所へ必ず脱退の届け出をしてください。

ただし、後期高齢者医療から脱退すると後期高齢者福祉医療費の助成および障がい者医療費の助成を受けることはできませんので、ご注意ください。

問合せ先

市役所市民窓口グループ
52-11111（内線227、217）



新しい国民健康保険証は 届きましたか

被保険者証(一般)

国民健康保険	有効期限	平成30年 9月 9日	
被保険者証	記号番号	999999	
氏名	高浜 太郎	見本	
性別	男	生年月日	平成 9年 3月 3日
住所	高浜市青木町四丁目1番地2		
発給取得日	平成20年6月1日	交付年月日	平成 年 月 日
世帯主氏名	高浜 太郎	保険者番号	230284
保険者名	高浜市 高浜市役所		

9月1日から使用できる保険証は、お手元に届きましたか。

国民健康保険に加入している皆さんの国民健康保険被保険者証と国民健康保険退職被保険者証は、8月中旬に世帯主あてに配達記録郵便で送りました。

配達時に不在のため、新しい保険証の受け取りができない場合、8月31日までは郵便局で一時保管されています。

9月1日以降は、市役所に返送されますので、市民窓口グループまで問い合わせてください。

問合せ先

市役所市民窓口グループ
52-11111（内線216、261）